

令和 6 年度伊東市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に基づき、本市の事務及び事業における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

第 2 適用機関

この調達方針は、伊東市行政組織規則（平成 20 年規則第 1 号）第 1 条に規定する組織（以下「本市組織」という。）に適用する。

第 3 障害者就労施設等の範囲

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次の施設等をいう。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障がい者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所で、次の要件を満たすもの
 - ① 障がい者の雇用数が 5 人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度障害者の割合が 30% 以上
- (3) 在宅就業障がい者等
 - ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

第4 調達の対象となる物品等

本市組織が調達する物品及び役務のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

第5 調達目標

本市調達実績 2,000,000 円以上

第6 調達実績の公表

調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、本市ホームページ等でこれを公表する。

第7 方針の見直し

この方針は、経済や雇用の情勢を考慮し、毎年度見直しを行うものとする。

第8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は健康福祉部社会福祉課とする。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。